6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ISHIDA Hiroki, Counsellor (Accounting), Minister's Secret-ariat, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Adobe Acrobat License 1 set

⑷　Delivery period : 22 February, 2022

⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　have the Grade "A", "B" or "C" in terms of qualification "Sale of product" for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the Fiscal Year 2019, 2020 and 2021.

④　prove to have the ability to delivery appointed the time and the place specified by the Obligating Officer for the procured products.

⑤　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

⑥　Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.

⑺　Time-limit for submission of certificates : 11 : 00 A. M., 12 January, 2022

⑻　Time-limit for tender : 11 : 00 A.M., 19 January, 2022

⑼　Contact point for the notice : ITO Takashi, Procurement Section of Budget Division Minister's Secretariat, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, 1―2―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8950 Japan. TEL 03―3591―6753

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年11月22日

支出負担行為担当官

四国地方整備局次長　吉永　宙司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

○第８号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　77

⑵　購入等件名及び数量　船舶（海面清掃兼油回収船）「いしづち」修理　一式

⑶　仕様等　船型・双胴船、船質・鋼製、寸法・Ｌ37.00m×Ｂ10.60m×Ｄ3.80m×ｄ2.10m、総トン数・191トン、機関・主機：736kw×950rpm２台、補機：135kw×1,800rpm２台、油回収装置一式、清掃装置一式、（詳細は入札説明書による）

⑷　履行期限　令和４年２月25日

⑸　履行場所　請負者造船所

⑹　入札方法　落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出しなければならない。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（船舶整備）」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされた四国地域の競争参加資格を有する者であること。

⑶　上記２⑵の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。

⑷　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、手続開始の申立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

①　手続開始の決定を受けていること。

②　手続開始の決定後、以下のア）～ウ）を競争参加資格申請場所のいずれか１箇所に提出していること。

ア）更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ）許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ）上記イ）に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）詳しくは、競争参加者の資格に関する公示（令和２年３月31日付官報）による。

⑹　予決令第73条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

⑺　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑻　証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局から指名停止を受けていないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

国土交通省電子調達システム

https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/

〒760―8554 香川県高松市サンポート３番33号　四国地方整備局総務部経理調達課　松尾　賢二　電話087―811―8304

⑵　紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先　3⑴と同じ。

⑶　紙入札方式による証明書等の提出期限及び電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の提出期限　令和３年12月16日16時00分

⑷　入札説明書の交付方法　本公告の日から、令和４年１月11日まで上記３⑴の交付場所において無償にて交付する。

⑸　入札説明会の日時及び場所　令和３年12月10日14時00分　愛媛県松山市海岸通2426―１四国地方整備局　松山港湾・空港整備事務所　電話089―951―0161

⑹　紙入札、郵送等による入札書及び電子調達システムによる入札書の受領期限　令和４年１月11日13時30分

⑺　入札、開札の日時及び場所　令和４年１月12日13時30分　四国地方整備局入札室

4　その他

⑴　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

①　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した修理を履行することを証明する次の調書を提出しなくてはならない。

１）船舶修理等実績調書　平成18年度以降に総トン数80（旧船舶積量測度法による場合は140）トン以上の自航作業船を、運輸局又は日本海事協会の検査合格に至る船舶製造又は修繕をした実績を有すること。